

緑化功労賞表彰要領

(趣旨)

第1条 緑化功労賞表彰については、別に定めるもののほか、この要領に定めるところにより行うものとする。

(緑化功労賞表彰の目的)

第2条 緑化功労賞表彰は、緑化の推進に関し顕著な功績があった個人又は団体を表彰することにより、一層の緑化思想の高揚と緑化事業の推進を図ることを目的とする。

(表彰を行う者)

第3条 表彰は、公益社団法人広島県みどり推進機構理事長（以下「理事長」という。）が行う。

(表彰の対象)

第4条 緑化功労賞表彰の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するもので、原則として50歳以上の個人又は団体で、特に顕著な功績があるものとする。

- (1) 緑化の推進に関し、他の模範であるもの
 - (2) 緑化ボランティア活動の推進に関し、他の模範であるもの
 - (3) 多年にわたり公益社団法人広島県みどり推進機構の運営、発展に寄与したもの
(個人は概ね10年以上、団体は概ね5年以上の活動暦をもつものに限る。)
- 2 前項の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象としない。
- (1) 公職にあるもの
 - (2) 林業及び緑化の功績により、叙勲又は黄綬褒章若しくは藍綬褒章を受けたもの
 - (3) 緑化に関する功労者として大臣表彰又は公益社団法人国土緑化推進機構会長賞を受けたもの
 - (4) 緑化の推進に関し、中国・四国地区緑化推進協議会会長表彰又は広島県知事表彰を受けたもの

(受賞者の推薦)

第5条 公益社団法人広島県みどり推進機構支部長は、前条第1項の基準を満たすものについて、緑化功労賞表彰の候補者として次の書類を添えて理事長に推薦するものとする。

- (1) 推薦書（様式1）
- (2) 功績調書（様式2）

(受賞者の決定)

愛6条 理事長は、前条の規定による推薦があったときは、毎年度3人以内の受賞者を決定するものとする。

(表彰の方法等)

第7条 表彰は、緑化功労賞の表彰状を授与して行うこととし、表彰の時期は、県内一円で行われる緑化に関する行事、植樹祭又は公益社団法人広島県みどり推進機構総会が行われる際に行うものとする。

附 則

この要領は、平成13年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（平成24年3月18日）から施行する。

適用期日

この要領は、平成24年3月6日に遡及して適用する。